

一般社団法人日本記録情報管理振興協会御中

機密保持誓約書

当校は、貴協会委託の記録情報管理者検定試験代行業務（以下本業務といいます。）に関し、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当校は、本業務に関し、貴協会から提供または開示された文書、その他知り得た貴協会の有形無形の情報（以下これらの情報を本情報といいます。）を、貴協会の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示・漏洩いたしません。また、有形の情報の形態は、書面および電子媒体を含む一切の記録形態を含むものとします。但し、次の各号の情報については、本項の規定は適用されないものとします。
 - 1) 知得時に当校に公知であった情報、および知得後当校の故意・過失によらず公知となった情報。
 - 2) 知得時に当校が既に所有していた情報。
 - 3) 正当な権限をもつ第三者から、当校が機密保持義務を課せられることなく開示を受けた情報。
 - 4) 貴協会から開示された本情報によることなく、当校が独自に得るに至った情報で、かかる事実を立証できるもの。
2. 当校は、本情報を貴協会の書面による承諾を得ることなく、本業務以外の目的には使用しません。
3. 当校は、貴協会の事前の書面による承諾なしに、本情報のあらゆる形態の複製を行いません。ここでいう複製には、作業時のパソコン等への電子的複製はもちろん、本情報を含んだ状態の加工された情報も含まれます。
4. 当校は、本情報（前項の複製を含みます。）を、その使用目的が終了次第、または貴協会から要請があった時点で、直ちに貴協会に返却または消去いたします。返却または消去の際には、情報の返却・消去証明書を貴協会に提出します。

5. 当校は、本情報を知り得る教職員の範囲を必要最小限にとどめ、当該要員の本誓約書に基づく義務の履行につき、貴協会に対し一切の責任を負います。
6. 再委託する場合は、事前に貴協会の承諾を得ます。その際は貴協会指定の書式で再委託届を提出します。また、再委託が二次、三次となった場合も、当校が責任をもって貴協会に対して同様の手続を行ない、本業務に関わる者を余さず明らかにします。
7. 当校は、本業務に関し、第三者に再委託する場合は、当校が本誓約書に基づき負う義務と同等の義務を、当該再委託先に課するものとし、当該再委託先の義務履行につき、貴協会に対し、一切の責任を負います。
8. 当校が本誓約書に定めた条項に違反し、貴協会に損害を生ぜしめた場合は、貴協会は当校に損害賠償および貴協会が必要と認める措置を、請求出来るものとします。
9. 本誓約書の有効期間は、2017年4月1日から2018年3月31日までとします。ただし本誓約書の有効期間中に成立し、かつ有効な仕様書については、本項の有効期間にかかわらず本誓約書が当該仕様書の有効期間中適用されるものとします。

平成 年 月 日

住所

学校名

代表者および役職